

「The・おおいた」ホームページ中の画像及び動画（^{ぬくみず}温水かぼす含む）使用規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、「The・おおいた」ホームページに掲載されている画像及び動画（温水かぼす含む）（以下、「画像等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（使用届）

第2条 画像等を使用しようとする者は、あらかじめ使用届出に必要な書類を添付して、大分県知事（以下、「知事」という。）に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育長、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）The・おおいたブランド流通対策本部が使用するとき。
- （3）その他知事が適当と認めるとき。

2 当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を添付し、提出するものとする。

（届出の受理）

第3条 県は、前条の届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県及び大分県農林水産物の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- （2）画像を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他知事が不適當と認めたとき。

（使用期間）

第4条 使用の期間は、届出書に記載された期間とする。

（使用料）

第5条 使用料は無料とする。

（使用者の責務）

第6条 画像等の使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 許可された用途のみに使用すること。
- 2 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- 3 文字や絵など他のデザイン要素を上に乗ねたり、横切らせたりしないこと。
- 4 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- 5 第三者認証物については、画像単独での使用は認めず、第三者認証マークと併記すること。

（使用の禁止）

第7条 画像等の使用方法等について、申請内容と異なる場合や不相当と判断される場合は、その使用を禁止する。

(損害に対する責任)

第8条 画像等の使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなければならない。

(その他)

第9条 本使用規則に定めのない場合及び疑義の生じた場合は、協議のうえ県の判断に従うこととする。

附 則 この規定は令和6年3月29日から施行する。